

### 3. 各種アンケートの結果



### 3 各種アンケートの結果

平成 23 年度「木材の合法性等の表示にかかる実証事業の進め方」に基づき、合法木材製品の普及をはかり、合法木材表示（ラベリング）の可能性を明らかにするため、合法木材供給事業者、ユーザーなどにアンケート調査を以下のように実施した。

#### ア. 実施期間

平成 23 年 12 月中旬から平成 24 年 2 月中旬

#### イ. アンケートの種類

##### (ア) 合法木材供給事業者へのアンケート（担当全木連）

業界団体認定による合法木材供給事業者 8500 社を対象に、5 分の 1 をサンプル抽出して、アンケート送付。合法木材の表示を一般化することについての意見・問題点、実施に際しての対応などを明らかにした。

##### (イ) 合法木材供給事業者認定団体へのアンケート（担当全木連）

141 の認定団体に対してアンケート調査を行い、合法木材の表示を一般化することについての意見・評価と問題点、留意点を明らかにした。

##### (ウ) 木材製品利用者へのアンケート（担当林業経済研究所）

DIY ホームセンター、建設・建築業者など木材利用関係業者及び一般消費者を対象に、業界団体の協力を得てアンケートを実施した。

##### (エ) 消費者向けアンケート（担当全木連、林業経済研究所）

エコプロダクツ展、DIY ホームセンター展、農林水産省消費者の部屋など一般消費者に合法木材を普及する機会にラベリングについての説明をして、意見を求めた。また、家具メーカーの顧客リストなども利用してアンケートを実施した。

#### (1) 供給側アンケートの結果

##### ア) 合法木材供給事業者へのアンケート（担当全木連）

合法木材の表示を一般化することについての意見・問題点、実施に際しての対応などを明らかにするため、業界団体認定による合法木材供給事業者 8500 社を対象に、5 分の 1 をサンプル抽出して、アンケートを送付し、730 社から回答があった。（製造業 386 社、流通業 344 社）

回答のあった事業体の概要は以下のとおり。

製造業のうち 76% (297 社) は製材業であり、その他集成材製造業 7% (28 社)、つき板単板製造業 3% (12 社)、合板製造業 2% (8 社)、その他、7% (26 社) となっている。流通業 344 社の内訳は製品の仲買小売りが 46% (157 社) であり、原木市売共販 9% (32 社) などとなっている。

表3 (1) 1

問1 貴社の業態について	製造業		流通業	
	製材業計	297	原木問屋	17
内販売量 1000 m <sup>3</sup> 未満	31	原木市売・共販	32	
販売量 1000-5000 m <sup>3</sup>	25	原木輸入	10	
販売量 5000 m <sup>3</sup> 以上	33	その他原木流通	36	
集成材製造業	28	製品問屋	57	
つき板・単板製造業	12	製品市売	39	
合板・LVL 製造業	8	製品仲卸・小売	157	
その他木質パネル製造業	26	製品輸入	27	
		総合商社	7	
		その他製品流通業	38	
製造業計	386	流通業計	344	

### ①合法木材の取扱状況

原料の購入先から合法性証明が送られているか（林野庁のガイドラインに基づいて合法性証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という））については、製造業の国産材原料では33%が全ての荷口が合法木材、半分以上の荷口が合法木材を含めると、57%となり、全く合法木材を調達していない事業者が18%となっている。製造業の輸入材原料では半数以上の調達荷口が合法木材の事業者が11%、全く合法木材でない事業者は32%である。流通業者では合法木材の入荷率は少なくなり、丸太では半数以上の荷口が合法木材の事業者は17%、合法木材を全く取り扱いしていない事業者が41%である。流通業の製材の調達の場合は半数以上が合法木材という事業者は14%、合法木材を全く取り扱っていない事業者は36%となっている。

自らの販売に関する証明状況では、全ての荷口が合法木材としている事業者が15%、要求があった場合に証明しているのが62%、合法木材を全く出荷していない事業者が29%で、合法証明木材の出荷割合は製造業の方が、流通業より若干多くなっている。

### ②マークを表示できるようになった場合の方針

「合法木材であることを示すマークが表示できるようになった場合、マークを表示するかどうか」について回答を求めた。

「出荷する全数に表示する」とした事業者が12%、「任意に製品に表示する」が50%で、あわせて6割がマークの表示にとり組むとしている。その傾向は製造業、流通業とも同じ傾向である。

「合法木材であることを示すマークの表示に期待できること」についての回答では、「自社製品の信頼性の向上」(45%)が最も多く、「お客様への商品説明が容易になる」(30%)などであり、具体的な販売量の拡大につながる、とした事業者は9%と低かった。製造業、流通業ともほぼ同じ傾向だった。

また、「表示できない理由」についての回答では、「顧客からの要求がない」(51%)、「マークがなくても合法性を証明できる」(40%)など効果を疑問視する回答が多く、その結果「コストに見合う効果が見込めない」も32%であった。

いずれにしても、具体的な販売増など直接の経営上のメリット多くは期待していないもので、

「自社と製品への信頼性の向上」などブランドイメージを意識する中で、多くの製造、流通業者は前向きに合法性証明のラベリングに期待している実態が明らかになった。

表3 (1) 2

アンケートの内容			実数			シェア			
			流通	製造	合計	流通	製造	合計	
			344	386	730	100%	100%	100%	
問3 合法木材の 引き状況	(2)販売する製品 の合法性を示す書 類をお客様にお送 りしているか	すべての荷口について送っている	42	69	111	12%	18%	15%	
		要求があった荷口について送っている	214	238	452	62%	62%	62%	
		送っていない	78	68	146	23%	18%	20%	
問4 「合法木材」 であることを 示すマークを 表示できると なった場合、 貴社製品に マーク等の 表示をしま すか。	全数表示する		36	52	88	10%	13%	12%	
	任意の製品に表示する		182	185	367	53%	48%	50%	
	表示しない		87	106	193	25%	27%	26%	
	問4(1) 合法木材であることを示 すマークはどのような製 品単位での表示が可能か	個々の製品		50	41	91	15%	11%	12%
		こん包・バンドル・結束単位		162	202	364	47%	52%	50%
	問4(2) 合法木材で あることを 示すマーク の表示に期 待できるこ と	お客様への商品説明が容易になる		107	110	217	31%	28%	30%
		お客様の商品選択が容易になる		55	48	103	16%	12%	14%
		自社製品の信頼性の向上		149	183	332	43%	47%	45%
		新規顧客の獲得、販売量の拡大		28	41	69	8%	11%	9%
		合法性を証明できない製品との分別作業の効率化		59	50	109	17%	13%	15%
		社員等の「合法木材」取扱の意識が高まる		57	46	103	17%	12%	14%
		その他		6	9	15	2%	2%	2%
	問4(3) なぜ合法木 材であるこ とを示すマ ーク等が、一 部又は全て の製品に表 示できない のか	合法性を証明できない製品があるから		65	49	114	19%	13%	16%
マーク等を表示しなくても、書類等で合法性が証明できるから		138	156	294	40%	40%	40%		
表示作業をする従業員等がないから		53	47	100	15%	12%	14%		
表示に要するコストに見合う効果が見込めないから		100	132	232	29%	34%	32%		
お客様から表示の要求がないから		176	199	375	51%	52%	51%		
用途、外観の観点から、表示が不可能だから		34	35	69	10%	9%	9%		
その他		19	25	44	6%	6%	6%		

イ) 合法木材供給事業者認定団体へのアンケート（担当全木連）

141 の認定団体を対象に、合法木材の表示を一般化することについての意見・評価と問題点、留意点を明らかにするため、アンケート調査を実施した。すべての団体にアンケート表を送付し 99 団体から回答を得た。

99 団体の内訳は以下のとおりである。

県木連・地方	県森連	全国団体	チップ	素材団体	計
43	24	15	3	14	99

①合法木材供給団体・供給量の傾向

	認定団体の数			認定事業者全体の合法木材供給量			
	増加の方向	変わらない	減少の方向	増加の方向	変わらない	減少の方向	不明
全体	28	63	8	35	44	12	8
内地方木材団体	21	17	2	18	14	7	1

認定団体の数、合法木材の供給量ともに変わらないが一番多数だが、3割程度が増加の方向としている。地方の木材団体だけに限ると増加の方向が多数である。

②ラベリングに関する基本的な考え

「合法木材の普及、調達・在庫管理などにとって、ラベリングは有効な手段になるか」どうかの考えについては、「多くの事業者に有効な手段となる」27%、「一部の事業者に有効である」をあわせて、75%の事業者が有効であると回答している。原木を取り扱う森林組合系統では「多くの事業者にとってあまり有効ではない」という回答が多いが、他の業種団体では、ほぼ似たような傾向である。

	多くの事業者にとって有効な手段になると思う	一部の事業者に有効であると思う	大半の事業者には有効な手段にならない
全体	27	47	25
地方木材団体	9	21	12
県森連	4	11	9
全国団体	8	6	1
チップ団体	1	1	1
素材団体	5	6	2

そして、合法木材であることを示すマークの表示に期待できることについての、回答は、「合法木材マークが消費者も含めて一般の目に付くようになるため、合法木材の認知度が高まる」「販売先にとって合法木材の確認が容易になる」との回答が多かった。

2(1)合法木材であることを示すマークの表示に期待できること				
販売先にとって合法木材の確認が容易になる	分別管理や在庫管理が容易になる	販売先や消費靴に対する説明責任を果たすため、合法木材を取り扱う自覚が高まる	合法木材マークが消費者も含めて一般の目に付くようになるため、合法木材の認知度が高まる	その他
56	21	40	62	1

### ③ラベリングの問題点

ラベリングの問題点についての回答では、コストに見合う効果が見込めないというものが最も多く、顧客からの要求がなく、他の方法で証明できるという状況の中で、多くの認定事業者がコスト問題で表示をさける可能性を指摘している。

2(2)合法木材であることを示すマークを表示する問題点					
合法性が証明できない製品があり、混乱する	表示がなくとも書類などで合法性が証明できる	表示されたものと合法性の信頼性の説明を求められ、手間がかかる	コストに見合う効果が見込めない	顧客から表示の要求がない	その他
17	28	20	50	38	9

### ④合法木材マークを製品に表示するラベリングについて

製品への合法木材マークの表示を可能とするラベリングの制度化について、賛否の回答では、賛成が半数を若干上回ったが、3割強の反対意見もあった。反対意見は事業者への負担を危惧するものであった。

(1)合法木材マークを製品に表示するラベリングについて							
賛成				反対			
賛成	希望する事業者があればラベリングできるようにしたらよい。規制すべきでない	話題性もあり、合法木材の普及のためになる	その他	反対	合法木材に信頼性や透明性をさらに向上させてから導入すべき	ラベリングに要するコストと手間が大半の事業者では負担できない	その他
53	52	25	3	35	16	35	9

実施する場合の配慮事項として、最も多くの指摘は、「マークのないものが違法伐採木材であるとの誤解が生じないように、配慮すべき」というものであった。このような、配慮を十分にしながら、ラベリングを強制しないよう配慮すべきであり、ラベリングを希望する合法木材供給事業者は誰でもラベリングできるようにすべきであるというのが、全体の意見と見ることができるだろう。

ラベリングする場合の配慮事項							
ラベリングを強制しないよう配慮すべき	ラベリングを希望する合法木材供給事業者は誰でもラベリングできるようにすべき	ラベリングの信頼性を高めるために、現行の認定基準の審査項目を充実させるべき	合法木材供給事業者でない事業者が無断で表示できないよう、しっかりとした管理体制をつくるべき	全ての認定団体に共通するラベリングの仕組みとすべき	ラベリングの仕組みは認定団体の裁量に任せられるべき	マークのないものが違法伐採木材であるとの誤解が生じないように、配慮すべき	その他
43	48	20	37	35	8	54	5